

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	岡山県公安委員会 第227号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	代行はっちゃく
	主たる営業所が所在する市区町村	津山市
処 分 年 月 日		令和6年1月16日
処 分 内 容		営業停止命令 (停止期間 令和6年1月16日から 令和6年2月14日まで の30日間)
処 分 理 由		立入検査を実施したところ、損害賠償を講ずべき義務違反及び帳簿等の備え付け義務違反が判明したものの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ○ 損害賠償を講ずべき義務違反（法第12条） ○ 帳簿等の備え付け義務違反（法第20条第2項） ○ 営業の停止（法第23条）
処分を行った公安委員会		岡山県公安委員会